

郵便料金計器賃貸借仕様書

1. 件名

郵便料金計器賃貸借

2. 賃貸借期間

令和6年6月1日～令和11年5月31日

3. 納入期限

令和6年5月20日（月）まで

4. 設置場所

浪江町役場本庁舎内（双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2）

5. 用途

郵便切手の代用として使用する印影を発行するもの。

6. 製品仕様

【基準品：ピツニーボウズ社製 SendPro P2000】

- (1) 寸法は幅 1,638 mm、奥行 635 mm、高さ 648 mm以下であること。
- (2) 混在した郵便物（サイズ、重量が異なる）の自動計量できること。
- (3) 外付けスケールが装備されていること。
- (4) 印影はインクジェットプリント方式で鮮明に印字できること。
- (5) 日時更新が自動で更新する機能を有していること。
- (6) 毎分 115 通以上連続処理が可能なこと。
- (7) 封筒、葉書仕様であり、最小寸法 89mm×127mm 、最大寸法 254mm×356mm まで対応できること。
- (8) 厚さ 16mm の封筒まで印字可能なこと。
- (9) 封筒への直接印字以外に証紙（シール）の発行が可能なこと。
- (10) カラータッチパネル 15 インチ以上であること。
- (11) 操作等の表記は日本語漢字・かな表記であること。
- (12) 最新郵便情報（郵便料金等）データの提供、郵便料金等の任意設定が可能なこと。
なお、最新郵便情報については、インターネットを利用したダウンロードによる更新が可能であり、かつ更新の連絡が適宜行われること。
- (13) インターネットへは、LTE による接続方式とすること。
なお、LTE 本体及びインターネット接続に必要な備品等の調達は受託業者にて行うこと。
- (14) 料金のチャージが可能なこと。

- (15) 部門集計（最大 500 部門登録）、処理件数のカウント機能搭載、利用実績一覧等の集計が可能なこと。
- (16) バーコードを使用し部門選択ができること。
- (17) メンテナンス（消耗品の交換、クリーニング）が簡易であること。
- (18) 集計機能を要し、日報および月報データをネットワークでメール送信が可能な事。
- (19) 1 グラム単位の重量制限設定ができ、区内特別郵便発送時などに重量オーバーの郵便物を印字せずに機械を止める事が出来る事。

7. 保守業務

- (1) 年に 1 回以上機器の点検を行うこととし、機器の故障又は障害により修理、点検等の依頼を受けた場合は、原則として当日中に対応が出来ること。
- (2) 保守費について、賃貸借日から 12 カ月間は無償保証とし、郵便料金計器賃貸借費に 48 ヶ月分の保守費を含むこと。
- (3) 本賃貸借契約については、保守会社等を相手とする三社契約とすることも可能とする。

8. 本契約について

- (1) 長期継続契約を締結する

長期継続契約の条件

- ・本契約の始期及び翌年度以降において、浪江町の歳入歳出予算の本契約に係る金額について減額又は削除があった場合は本契約を解除することがある。
- ・上記の理由により契約を変更又は解除する場合は、賃借人は文書により賃貸人に通知する。
- ・上記の理由による契約の解除に伴い賃貸人に損害を与えたときは、賃借人はその損害を賠償しなければならない。この場合賠償額は双方協議のうえ定めるものとする。

9. その他

- (1) 日本郵便株式会社指定製品であること。
- (2) 新品（未使用品）であること。
- (3) 郵便局への登録代行費用を含むこと。
- (4) 指定した納入場所への設置、及び操作説明までの費用を含むこと。
- (5) 機器を使用する職員への十分な操作説明を実施すること。
- (6) 残額補充・集計等に使用するインターネットは、庁舎内のネットワークを介さず通信できること。
- (7) 福島県内にメンテナンス拠点があること。
- (8) 郵便料金計器を安定して置ける長さ及び幅を有する専用設置台を付属すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。